

事業主 各位

北海道労働局長登録教習機関
 登録番号 北労安教第254号
 (公社)北海道労働基準協会連合会
 函館支部
 (函館労働基準協会内)

小型移動式クレーン運転技能講習のご案内

労働安全衛生法61条（安衛施行令第20条7号、クレーン則68条）では、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転の業務については、小型移動式クレーン技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができることとされています。

つきましては、標題の技能講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

記

1 講習及び修了試験日時

実施日(曜日)	時 間	科目(講習内容)
1日目 令和6年5月16日(木曜日) (学科)	開講時刻 8時50分	(昼食時間12時10分～13時00分)
	9時00分～12時10分	クレーンの運転に必要な力学に関する知識(3時間)
	13時00分～17時10分	小型移動式クレーンに関する知識(4時間)
2日目 令和6年5月17日(金曜日) (学科)		(昼食時間12時10分～13時00分)
	9時00分～11時10分	小型移動式クレーンに関する知識(2時間)
	11時10分～15時10分	原動機及び電気に関する知識(3時間)
	15時10分～16時10分	関係法令(1時間)
	16時20分～17時20分	学科修了試験(1時間)
3日目 令和6年5月18日(土曜日) (実技)		(昼食時間12時30分～13時00分)
	8時30分～9時30分	小型移動式クレーンの運転のための合図(1時間)
	9時30分～16時00分	小型移動式クレーンの運転(6時間)
	16時00分～17時00分	実技修了試験(1時間)

注：1日目 学科科目「クレーンの運転に必要な力学の知識」3時間免除の16時間コース受講者は講習開始時間13時00分の学科科目「小型移動式クレーンに関する知識」から受講して下さい。

※講習時間等は予定であり、変更する場合があります。

2 受講資格区分及び講習科目・時間

講習科目・時間 受講資格区分	学科				実技		合計 時間
	小型移動式クレーンに関する知識	原動機及び電気に関する知識	クレーンの運転に必要な力学の知識	関係法令	小型移動式クレーンの運転	クレーンの運転のための合図	
全科目科目受講者	6	3	3	1	6	1	20
クレーン・デリック運転士免許、クレーン運転士免許、揚貨装置運転士免許、デリック運転士免許を受けた者。床上操作式クレーン運転技能講習、玉掛け技能講習を修了した者(運転士免許証・技能講習修了証)	6	3	免除	1	6	免除	16 学科科目 3時間免除
安全衛生施行令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条第6号、第15号から第17号まで若しくは第19号の業務に、6ヵ月以上従事した経験を有する者(実務経験証明・特別教育修了証)	6	3	3	1	6	免除	19

(注) 1. 労働安全衛生法施行令20条の業務

第6号：つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く)の運転の業務。

第7号：つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーン運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務。

2. 労働安全衛生規則36条の業務

第6号：制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務。

第15号：つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転業務(移動式クレーンを除く)。

：つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転業務(")。

第16号：つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務。

第17号：つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務。

第19号：つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務。

3 講習会場 : 学科 檜山地域人材開発センター運営協会 (檜山郡江差町字南が丘7-172)
実技 同上

4 受講料 : 20時間コース 36,300円 (33,000+税3,300)
19時間コース 35,750円 (32,500+税3,250)
16時間コース 34,100円 (31,000+税3,100)

受講料のほかに、テキスト代1,705円 (1,550+税155) が必要です。

5 締め切り : 定員10名

6 申込方法 : 別添の受講申込書に受講料を添え、(一社) 檜山地域人材開発センター運営協会
〒043-0061 檜山郡江差町字南が丘7-172 Tel.0139-52-0160 へお申し込み下さい。
郵送による場合は、現金書留をご利用ください。

受講料をお振込みの場合は、次の口座をご使用下さい。

【口座名】 (一社) 檜山地域人材開発センター運営協会 会長 田畑昌伸

【金融機関】 北洋銀行江差支店

【口座番号】 (普通) 0144863

7 添付書類 : 講習科目の一部免除を希望される方は、申込書に講習科目の一部免除者であることを確認できる運転士免許証、技能講習修了証、特別教育修了証の写しを添付し、実務経歴証明を必要とする方は、受講申込書に記載して下さい。
写真は、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したものを2枚 (30×24mm)
[デジタルはフォト専用紙に印刷したものに限る] 裏面に氏名を記入。

8 修了証 : 学科及び実技について修了試験を行い、合格者には、「小型移動式クレーン
運転技能講習修了証」を交付いたします。

9 その他 : 受講の際は、受講票及び筆記用具 (鉛筆HB以上、消しゴム) を必ずご持参下さい。
実技会場は屋外です。

ヘルメット、安全靴、手袋、長袖作業服の着用下さい。

気候により、雨具、合羽、防寒着の用意下さい。

講習当日の科目免除は受付けません、申込の際に申請して下さい。

小型移動式クレーン運転技能講習受講申込書

受講地 () 受講日程 () 20Hコース 19Hコース 17Hコース 16Hコース

(注) 該当するコースに○を付けて下さい。

ふりがな		縦30mm 横24mm 写真1枚のり付け	正面無帽、背景無色、上三分身を撮られた鮮明な写真を貼付してください。 もう1枚の写真を貼り付けずに添付してください。				
氏名							
旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無 (いずれかを○で囲む) 有・無							
併記を希望する氏名又は通称							
生年月日	昭和・平成	年	月	日	楷書で正確に書いて下さい。		
現住所	〒 携帯 TEL						
勤務先	所在地	〒 TEL					
	名称	FAX					
講習科目の一部免除希望の範囲 (数字を○で囲む)	1. 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 2. 小型移動式クレーンの運転のための合図 3. 小型移動式クレーン運転技能講習にかかる原動機及び電気に関する知識						
所持する運転士免許証又は技能講習修了証 (数字を○で囲む)	1. クレーン・デリック運転士免許						
	2. 揚貨装置運転士免許						
	3. 床上操作式クレーン運転技能講習	修了	年	月	日	交付番号	号
	交付教習機関名 ()						
	4. 玉掛け技能講習	修了	年	月	日	交付番号	号
交付教習機関名 ()							
5. 17Hコース	修了	年	月	日	交付番号	号	
19Hコース (特別教育、経過措置講習) 交付機関名 ()							
クレーン等の運転及び玉掛け業務経験証明	年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月当事業場においてクレーン等 (つり上げ荷重が5トン以上のクレーン若しくは1トン以上の移動式クレーン、制限荷重が5トン未満の揚貨装置、つり上げ荷重が5トン未満のクレーン、つり上げ荷重が5トン以上の跨こ線テルハ、つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーン、つり上げ荷重が5トン未満のデリック) の運転の業務に従事した経験を有します。						
	業務の種別	令20条6、7の業務又は安衛則36条の6、15～17の業務					
	19Hコース						
	年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月当事業場においてつり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に従事した経験を有します。						
業務の種別	安衛則36条の19の業務						
19Hコース							
上記の記載内容に相違ないことを証明します。 (注) 事業者印は職を表す印を押印 (個人印は不可)							
事業場所在地							
事業場の名称							
事業者職氏名 (職印)							

(注) 旧姓等併記を希望する場合には、戸籍謄本、住民票等旧姓等を明らかにする書面を添付して下さい。

年 月 日

(公社) 北海道労働基準協会連合会長 殿

※受講番号

※講習科目免除希望・免除資格確認

支部	年	月	日
本部	年	月	日

(注) 1. ※欄は記入しないで下さい。

2. 運転士免許証、技能講習修了証及び特別教育修了証等の資格をもっている方は写しを裏面に貼付して下さい。

3. 実務経験証明欄の「業務の種別」には、クレーン等の種類・トン数などを記入して下さい。

4. 2以上の事業場の業務の経験の証明方法については(公社)北海道労働基準協会連合会又は開催支部にご照会下さい。

修了証 (受講票) の送り先	1. 自宅 2. 勤務先 3. その他 ()
----------------	-------------------------

小型移動式クレーン運転技能講習日程時間割表

日 時 令和6年5月16日(木)～5月18日(土) 3日間

場 所 檜山地域人材開発センター運営協会(松山郡江差町字南が丘7-172)

(実技) 同上

[第1日目] : 「5月16日(木)」

時 間	講習時間	科 目	講 師
8:50～9:00	10分	オリエンテーション	副実施管理者
9:00～10:30	90分	小型移動式クレーンの運転に必要な力学に関する知識	佐藤勝之
10:30～10:40	10分	休憩	
10:40～12:10	90分	小型移動式クレーンの運転に必要な力学に関する知識	同上
12:10～13:00	50分	休憩	
13:00～15:00	120分	小型移動式クレーンの運転に関する知識	同上
15:00～15:10	10分	休憩	
15:10～17:10	120分	小型移動式クレーンの運転に関する知識	同上

[第2日目] : 「5月17日(金)」

9:00～11:00	120分	小型移動式クレーンの運転に関する知識	同上
11:00～11:10	10分	休憩	
11:10～12:10	60分	小型移動式クレーン運転の原動機及び電気に関する知識	同上
12:10～13:00	50分	休憩	
13:00～15:00	120分	小型移動式クレーン運転の原動機及び電気に関する知識	同上
15:00～15:10	10分	休憩	
15:10～16:10	60分	関係法令	同上
16:10～16:20	10分	休憩	
16:20～17:20	60分	学科修了試験	副実施管理者

[第3日目] : 「5月18日(土)」

時 間	講習時間	科 目	講 師
8:30～9:30	60分	小型移動式クレーンの運転のための合図	橋達正光
9:30～12:30	180分	小型移動式クレーンの運転	同上
12:00～13:00	30分	休憩	
13:00～16:00	180分	小型移動式クレーンの運転	同上
16:00～17:00	60分	実技修了試験	同上

試験問題No.